

坂東 PA ハイウェイ・オアシス及び坂東インターチェンジ周辺地区の 都市マーケティングとニーズ調査支援業務委託公募型企画提案実施要領

1 趣旨

この実施要領は、坂東 PA ハイウェイ・オアシス及び坂東インターチェンジ周辺地区の都市マーケティングとニーズ調査支援業務委託について、高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を有する事業者から受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 件名 坂東 PA ハイウェイ・オアシス及び坂東インターチェンジ周辺地区の都市マーケティングとニーズ調査支援業務委託
- (2) 業務内容 坂東 PA ハイウェイ・オアシス及び坂東インターチェンジ周辺地区の都市マーケティングとニーズ調査支援業務委託仕様書による。ただし、仕様書は市が業務成果として求める最低限の仕様であり参加申込者の技術提案の内容を制限するものではない。
- (3) 納入場所 坂東市都市建設部都市整備課
- (4) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- (5) 履行期間 契約締結の翌日から令和9年1月末日まで

3 企画提案の概要

(1) スケジュール

項目	期日
実施要領の配布・公表	令和8年4月20日(月)～5月13日(水)
質問受付及び回答	令和8年4月20日(月)～5月8日(金)
プロポーザル参加意向申出書等の受付	令和8年4月20日(月)～5月13日(水)
参加資格確認結果及びプロポーザル関係書類提出依頼書の通知	令和8年5月20日(水)
提案書の受付	令和8年6月3日(水)～9日(火)
提案書審査・ヒアリング	令和8年6月22日(月)～26日(金)
結果通知書発送・ホームページ結果公表	令和8年6月下旬(予定)
契約手続	令和8年6月下旬(予定)

- (2) 提案（見積り）上限額 ¥12,661千円（消費税及び地方消費税を含む。）
※上限額以内であっても、過度な提案はしないこと。

4 資格要件等

(1) 資格要件

企画提案に参加しようとする者は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

なお、企画提案は、1参加申込者につき1提案とする。

- ア 過去5年度以内（令和2年度～令和7年度）に、地域利便施設等の施設（道の駅、サービスエリア、パーキングエリア、農産物直売施設等）の経営に関する支援、基本計画（構想）や管理運営調査（計画）の策定、又はこれら施設の民間活力導入可能性に関する調査や計画策定に類する業務について、国又は地方公共団体（類似団体を含む。）から元請として受託した実績があること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること。
- ウ 坂東市契約規則（平成20年坂東市規則第8号）第3条の規定により、令和7・8年度坂東市一般競争入札参加資格者名簿に登載された者。ただし、本業務においては、計画策定に関する業務実績を持つ事業者が少なくノウハウが不足していることから、広く提案を求める必要があるため、入札参加資格者名簿に登載されている者に限らず、業務に精通している者を含む。
- エ 受託者を特定する日までに、坂東市建設工事請負業者指名停止等措置要綱（平成17年坂東市訓令第47号）の規定による指名停止措置を受けていない者。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定を受け、かつ、手続開始決定後に本市の競争入札参加の再確認手続を完了していること。
- カ 国税及び地方税の未納がないこと。
- ・ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）
 - ・ 本市の市税（法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税）
- ※市税については、事業所が本市にある場合にのみ該当

(2) 資格要件確認基準日

本市が参加意向申出書を受理した日

5 必要書類の提出

(1) 必要書類

企画提案に必要となる書類は以下のとおりとする。

なお、書類は片面刷りの上、様式番号順に編綴すること。

※様式の指定がない場合、任意様式とする。

ア プロポーザル参加意向申出書【様式1】

- ・次に記載する必要書類を作成のうえ、令和8年5月13日（水）午後5時までに、持参又は郵送（消印有効）にて坂東市都市建設部都市整備課に提出すること。

提出書類	<p>提出部数：正本1部、副本6部（副本は複写可）、電子データ（CD-R等の記録媒体）1式</p> <ul style="list-style-type: none">a プロポーザル参加意向申出書【様式1】b 提案者概要書【様式2】c 誓約書【様式3】d 定款又はこれに準ずるものe 法人登記事項証明書（現在事項証明書）f 決算書類（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）過去3事業年度分g 国税、茨城県税及び本市の市税に滞納がない旨の証明書<ul style="list-style-type: none">(a) 本市に本店を有する事業者<ul style="list-style-type: none">・全ての市税 [未納税額のない納税証明書]=本市収納課 発行(b) 本市に支店、営業所、出張所等を有する事業者<ul style="list-style-type: none">・全ての市税 [未納税額のない納税証明書]=本市収納課 発行・消費税及び地方消費税 [未納税額のない納税証明書（その3）]=所管税務署発行(c) 茨城県内に本店、支店、営業所、出張所等を有する事業者<ul style="list-style-type: none">・全ての県税 [未納税額のない納税証明書]=所管県税事務所発行・消費税及び地方消費税 [未納税額のない納税証明書（その3）]=所管税務署発行(d) その他の事業者<ul style="list-style-type: none">・法人税、消費税及び地方消費税 [未納税額のない納税証明書（その3）] =所管税務署発行
------	--

- ・本市が資格要件を確認後、参加資格確認結果通知書【様式6】及びプロポーザル関係書類提出依頼書【様式7】を参加者に送付する。参加者は本書類受理後、イ～カの書類を提出する。

イ 提案書【様式4】

- ・提案内容については、添付別紙A4版にて4ページ以内で作成すること。

ウ 見積書

- ・別途、積算根拠を示した内訳書を添付すること。

エ 会社概要書

- ・法人登記事項証明書（現在事項証明書）及び納税証明書（国税及び地方税の未納のないことが証明できる書類）を添付すること。

オ 業務実績書

- ・契約書及び業務概要が分かる資料の写しを添付し、資格要件①を満たすことが判断できるようにすること。

カ 総括責任者及び業務担当者調書

- ・総括責任者及び業務担当者の経歴、業務実績等を記載すること。

(2) 提案にあたり留意する事項

ア 各様式の記述は、フォントサイズ10.5ポイント以上の明朝体とし、所定ページ数の範囲内であれば、図表での表現も可とする。

イ 提案書添付別紙はA3版での作成も可とするが、その場合、1ページあたりA4版2ページ扱いとする。

ウ 提案書添付別紙において指定された所定枚数、又は提案上限額を上回った見積書を提出した場合、その企画提案は無効とする。

(3) 提案書類提出部数等

ア 提出部数 正本1部 副本6部（副本は複写可）
電子データ（CD-R等の記録媒体）1式

イ 提出書類 以下（ア）、（イ）のとおり
（ア）提案書（鑑）（様式4）
（イ）提案書（任意様式）

ウ 提出期限 令和8年6月9日（火）午後5時までとする。

エ 提出方法 持参又は郵送（消印有効）
持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

オ 提出先 坂東市都市建設部都市整備課 PA 関連事業推進室

6 質問及び回答

(1) 質問

本公募に関して質問がある場合には次の方法により提出すること。

- ア 提出方法 電子メールにて提出すること。
- イ 受付期間 令和8年4月20日（月）から令和8年5月8日（金）までとする。

(2) 回答

質問に対する回答は、「質問書【様式5】」を受付後、適宜、坂東市公式ホームページで公表する予定です。その際は、質問者には、掲載した旨を連絡します。

(以下、留意事項)

<留意事項>

- ・上記の提出方法、受付期間以外の質問及び回答に対する疑義については受け付けない。
- ・同様の質問が複数あった場合は、一括して回答する。
- ・質問者の商号、名称等は公表しない。
- ・評価に対する質問については回答しない。

7 選考及び契約

(1) 審査方法

- ・業務実績、業務実施体制、提案内容及び見積金額について、必要書類に基づく書類審査及びヒアリングにより評価する。
- ・ヒアリングは令和8年6月22日（月）から令和8年6月26日（金）の期間内に坂東市役所で行い、提出された提案書についての説明、質疑応答を求める。1事業者当たりの時間は30分（提案20分、質疑10分）程度を予定する。
- ・評価に当たっては、「評価基準」に基づき、各提案項目に対する課題の整理（適格性）、課題の解決策（現実性）、自社のノウハウを生かした提案や効果促進のための提案（創造性）等を審査会において評価し、総合点1位の事業者を優先交渉権者として選考する。また、総得点2位の事業者も併せて選考する。

(2) 契約に向けた協議

総得点1位の事業者を第1優先交渉権者として、本市と契約に向けて業務仕様及び価格等について協議する。ただし、第1優先交渉権者と協議が整わない場合は、総得点2位の事業者と協議を行うものとする。

また、参加申込者が1者の場合でも評価は実施し、その提案内容が評価基準を満たすと認められる場合は、当該事業者と契約に向けた協議を行うものとする。

(3) 選考結果等

- ・選考結果は、全参加申込者に通知する。また、審査結果（第1及び第2優先交渉権者については、その名称まで）を市ホームページに掲載する。
- ・参加申込者は、自身の評価結果についてのみ、提示を求めることができる。
- ・審査は非公開とする。
- ・審査結果に対する異議申立ては受け付けない。
- ・総得点が1位であっても、仕様書に沿わない事実が判明した場合や、得点が著しく低い審査項目がある場合は、第1優先交渉権者に選定しない場合がある。

8 参加申込者の失格

参加申込者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「資格要件」を満たさなくなった場合及び満たさないことが発覚した場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続を通じて著しく信義に反する行為があると認められた場合
- (4) 参加申込者が契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

9 辞退

参加申し込み後に辞退する場合は、参加に関わる必要書類の提出期限までに参加辞退の申し出を社判押印の書面（様式は任意）にて行うこと。

10 その他

- (1) 提案書等の作成、提出等にかかる一切の経費は、参加申込者の負担とする。また、提出された資料は返却しない。
- (2) 市は、提出された提案書等の機密保持には十分配慮する。
- (3) 市は、提出された提案書等を当該審査以外に無断で使用しない。
- (4) 提案書等に含まれる著作物の著作権は、参加申込者に帰属する。
- (5) 参加申込者は、本企画提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

1 1 担当・連絡先

坂東市都市建設部都市整備課 P A 関連事業推進室（北村、石塚）

住 所：〒306-0692 坂東市岩井4365番地

電 話：0297-21-2197（直通）

メールアドレス：bandopa@city.bando.ibaraki.jp